

AI自律発明の特許議論：2つの論点（成果の保護 vs AIの発明者性）の整理

AI自律発明に関する議論は、世界的に否定で決着した「論点B（AIを発明者と認めるか）」と、産業間の利害対立により継続検討となっている「論点A（AI生成・成果を特許でどう保護するか）」に明確に切り分けられる。実務上はAIを発明者とせず、人間の創作的関与を証明して保護を回すアプローチが現実解となる。

論点の切り分けと現状



論点B「AIを発明者と認めるか」 （世界的に決着済み）

発明者は「自然人（人間）」に限定され、国内外で結論が確定

日本（最高裁決定）をはじめ米・英・欧・独・中・韓など主要国すべてで否定。



権利能力のないAI単独では
特許権の発生・帰属が不可



現行法上、発明者が存在しない権利構成は
認められないため論点Bへの注力は不要。

論点A「AI生成成果をどう保護するか」 （対立と実務対応）



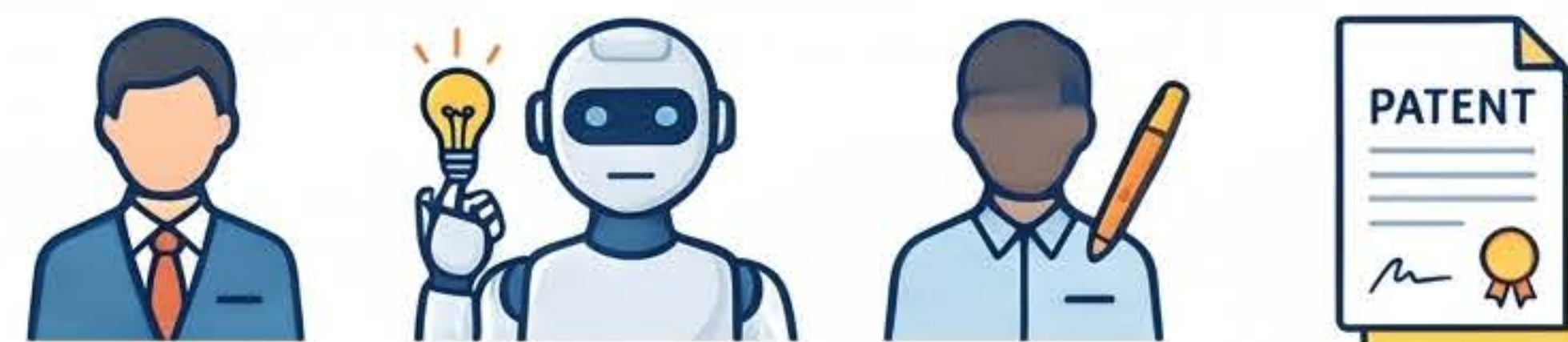
産業ごとの利害対立（製薬の投資回収 vs ITの特許独占懸念）

巨額の実験投資を行う製薬企業と、海外AI企業の大量特許取得を恐れるIT企業で意見が拮抗。



結論：実務の方向性

論点Bは決着済み。論点Aは引き続き検討されるが、
現時点では人間の創作的関与を証明し、人間を発明者
として保護するアプローチが最も現実的で重要となる。



人間の「創作的関与」を
記録・保持することが現実的対策



1. 課題設定



2. プロンプト選定



3. データの選別・検証

等における人間の寄与を実験記録に残す。